

2023 年度（第 2 回）日本形成外科学会形成外科領域専門医制度： 小児形成外科分野指導医 資格更新審査についての公示

2023 年 5 月 20 日
一般社団法人 日本形成外科学会
小児形成外科分野指導医認定委員会
委員長 野口 昌彦

日本形成外科学会は、形成外科領域専門医制度：特定分野指導医細則および小児形成外科分野指導医施行細則に基づき、第 2 回小児形成外科分野指導医資格更新審査を下記の要領で実施いたします。

1. 更新審査の対象となる分野指導医

本年度専門医資格更新審査申請が必要な方は、以下に示す a) 2018 年度に分野指導医資格を得た日本形成外科学会会員および b) その他に該当する方です。

a) 〈2018 年度資格取得者〉 * 認定時期は 2019 年 4 月 1 日～

犬塚 潔	富樫 真二	長谷川祐基	内田 悠記	井上 真一	菊地 憲明
加藤 基	須貝明日香	加持 秀明	永田亜矢子	池村光之介	福積 聡
岩永 紘征	永井 史緒				

14 名

b) 2022 年度の資格更新審査において不合格となった者および小児形成外科分野指導医更新申請未提出者

2. 更新審査の対象となる期間

2019 年 1 月 1 日より 2023 年 12 月 31 日までの 5 年間の業績を下記に従って申請してください。

3. 更新審査提出書類

以下の 1)～6) の更新審査書類をご提出ください。なお、様式 1, 2, 3, 4 につきましては、日本形成外科学会ホームページよりダウンロードしてご使用ください。

■日本形成外科学会ホームページ 申請書類ダウンロード用 URL

〈<https://jsprs.or.jp/specialist/shorui/index.html#contents6>〉

- 1) 日本形成外科学会特定分野指導医資格更新申請書……………(様式 1)
- 2) 履歴書……………(様式 2)
- 3) 日本形成外科学会 専門医認定証 (コピー)
- 4) 業績目録 (資格更新申請用 ※証明書含む)……………(様式 3)
- 5) 診療実績報告書……………(様式 4)
- 6) 更新審査料振込の領収書 (コピー)

※なお、65 歳以上の専門医は **5) 様式 4** の診療実績報告書の提出は免除といたします。

4. 更新審査料および更新登録料

20,000 円（更新審査料 10,000 円，更新登録料 10,000 円）を所定の口座にお振り込みください。

※振込みは金融機関備え付けの用紙をご使用ください。

※通信欄に「小児形成外科分野指導医認定更新審査料として」とご記載ください。

【ゆうちょ銀行から送金の場合】

郵便振替口座：00140-8-51198

加入者名：日本形成外科学会 認定医認定委員会

【他の金融機関から送金の場合】

銀行名：ゆうちょ銀行

支店名：〇一九店（ゼロイチキューウ店）

預金種目：当座

口座番号：0051198

5. 書類提出期間

2024年1月1日（月）～2024年1月31日（水）必着

6. 更新審査書類送付先

更新審査書類の提出は、書留またはそれに準じる方法（レターパックなど）で委員会へ送付してください。

〒169-0072 東京都新宿区大久保 2-4-12 新宿ラムダックスビル 9 階

日本形成外科学会事務局 小児形成外科分野指導医認定委員会 宛

7. 更新審査の時期

2024年2月～3月実施予定

8. 更新審査の結果の発表および登録

小児形成外科分野指導医資格更新審査の結果は、小児形成外科分野指導医認定委員会が理事長に報告し、理事会の議を経て申請者に通知します。更新登録料の納付を確認した後、理事長が学会の指導医資格名簿に登録のうえ公示します。認定証は、追って理事長が本人に送付します。

9. 申請書類記入・作成に関する注意事項

1) ダウンロードした書類にて作成してください。

2) 年号の記載は西暦を用いてください。

3) 業績目録〔資格更新申請用〕（様式3）

4) 診療実績報告書（様式4）（65歳以上の分野指導医は提出が免除になります）

分野指導医資格を更新するためには、分野指導医資格取得後に関わった症例の手術件数を記載して報告してください（手術したもの以外も含む）。

必要な症例件数などの規定はございません。

小児形成外科分野指導医資格を更新するためには、小児形成外科分野指導医資格取得後、下記の『**業績として認められる活動・研究歴およびその点数**』に示す所定の学会活動歴もしくは研究業績が必要です。

小児形成外科分野指導医に登録された後の5年間（2019年1月1日～2023年12月31日）において総計20点以上の業績点数を取得しなければなりません。

なお、総計20点を満たしていれば、すべての点数の申告は必要ありません。

*認可されない可能性のある業績が含まれる場合もあるため、保険として数点分余計に提出いただいても構いません。

●業績目録は各種年度ごとに記載し、併せて業績目録を証明する以下の資料を添付してください。

- ・学会参加章（コピー可，氏名記載部分が必要）※領収証は参加章として認められません。
 - ・小児形成外科分野指導医教育セミナー受講証明書（コピー可）
 - ・学術集会プログラム抄録集における申請者の発表が掲載されているページのコピーおよび，大会名・開催日が掲載されているページのコピー
 - ・申請者の論文と判断できるページのコピー
- ※学術集会プログラム抄録集および論文は，該当申請者名に下線を引いてください。

■業績として認められる活動・研究歴およびその点数

- ・日本形成外科学会会期中（春の「総会・学術集会」と，秋の「基礎学術集会」が対象）の
 - ・小児形成外科領域に関する特別プログラムでの講演・座長・司会……………5点
 - ・小児形成外科領域に関する発表（筆頭）……………5点
 - ・小児形成外科領域に関する座長・司会……………2点
 - ・小児形成外科分野指導医認定教育セミナー受講・講師……………4点
- ・各地区の形成外科学会学術集会および地方会における
 - ・小児形成外科領域に関する発表（筆頭）……………2点
- ・小児形成外科領域に関する国内学会参加……………4点
- ・小児形成外科領域に関する国内学会における講演・発表（筆頭）……………4点
- ・小児形成外科領域に関する国内学会における座長・司会……………2点
- ・小児形成外科領域に関する国際学会参加……………4点
- ・小児形成外科領域に関する国際学会発表（筆頭）……………4点
- ・小児形成外科領域に関する学術論文（和文：筆頭）……………6点
- ・小児形成外科領域に関する学術論文（英文：筆頭または corresponding author）……………6点
- ・小児形成外科領域に関する学術論文（和・英文：共著者）……………2点
- ・形成外科診療ガイドライン作成時に，小児形成外科領域部門のガイドライン執筆者または責任者として携わった場合（漏斗胸部門，臍ヘルニア・突出症部門，四肢先天異常部門）…3点

注1：小児形成外科領域に関連する業績として認められるか否かについては，小児形成外科分野指導医認定委員会が決定します。

注2：日本形成外科学会学術集会，各地区の形成外科学会学術集会および地方会への参加のみでは実績と認められません。

学会参加業績と認められるには条件がございますので，ご注意ください。

注3：実績となる国内および国際学会参加および座長・司会については，

①日本口蓋裂学会，日本先天異常学会，Craniosynostosis 研究会など，小児形成外科疾患に特化した学会・研究会であること，

あるいは，

②名称に“小児”を冠する外科系，内科系学会・研究会など小児疾患に特化した学会・研究会で，これについては形成外科関連疾患またはその病態全般を取り扱っていることが条件となります。

②についてはプログラム（抄録など）を提出してください。

国内および国際学会における講演・発表については，

小児疾患に関するプログラムまたはセッションであること，かつ講演・発表が小児形成外科疾患に関する内容であることが条件となります。プログラム（抄録など）を提出してください。

なお，名称に“小児”はないものの小児関連のプログラムがある学会（日本頭蓋顎顔面外科学会，日本手外科学会や日本熱傷学会など）や研究会での小児形成外科領域の発表や講演は業績と

して認められます。

なお、現在までに委員会で認められた学会および研究会に関しては、後日ホームページに掲載いたしますので、ご確認ください。

注4：上記以外の学会は委員会内で小児形成外科領域に関する学会か否かを判断いたします。疑問の点は事前に学会事務局までお問い合わせください。

申請書類は原則として返却いたしません。必ずコピーを取ってください。

10. 問い合わせ先

〒169-0072 東京都新宿区大久保 2-4-12 新宿ラムダックスビル 9 階

日本形成外科学会事務局 小児形成外科分野指導医認定委員会

E-mail : jsprs-office01@shunkosha.com

お問い合わせは、E-mailにてお願いいたします。